

東京都立しいの木特別支援学校いじめ防止基本方針

令和6年4月1日
校長決定

1 いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与え、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある絶対に許されない行為である。本校はいじめについて、いつでも、どこにでも、誰にでも起こり得る問題として捉え、学校一丸となっていじめ防止に向け組織的に対応する。

- (1) 児童・生徒はいじめを行ってはならない。教職員はいじめを見逃してはならない。
- (2) 児童・生徒がいじめを行わず、教職員が児童・生徒のいじめを認識しながらこれを放置することの無いよう、いじめの防止等のための対策を行う。

2 学校及び教職員の責務

- (1) 学校内外でいじめが行われず、すべての児童・生徒が安心して学習及びその他の活動に取り組むことができるよう、教職員は千葉福祉園・袖ヶ浦のびろ学園両施設職員、保護者ほか関係者との連携を図り、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。
- (2) 児童・生徒にいじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処するとともに、再発防止に努める。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

いじめの防止と早期発見を実効的に行うため、「学校いじめ対策委員会」を設置する。

イ 所掌事項

- ① いじめの未然防止に関すること。
- ② いじめの早期発見に関すること。
- ③ いじめの早期対応に関すること。
- ④ いじめによる重大事態への対応に関すること。

ウ 会議

月1回を定例開催し、必要な際には適宜開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、経営企画室長、主幹教諭、生活指導主任、各学部主任、教務主任、進路指導主任、養護教諭

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

児童・生徒のいじめ等問題行動への対応において、未然防止と早期発見を実効的に行うため、保護者、地域住民、関係機関と迅速かつ適切に連携・協力できるサポート体制を確立し、児童・生徒の健全育成を図るとともに、学校いじめ対策委員会を支援する組織とする。

イ 所掌事項

- ① いじめの未然防止について学校と連携・協力する。
- ② いじめの早期発見に関して学校と連携・協力する。
- ③ いじめの早期対応に関して学校と連携・協力する。
- ④ いじめによる重大事態への対応に関して学校と連携・協力する。

ウ 会議

年2回の定例会議のほか、必要な事案が発生した際、召集し開催する。

エ 役割

学校全体の取組のほか、個別案件について、各委員の専門性を生かした役割分担を行い、委員をとおして各専門機関と連携を図りながら必要な支援を行う。

オ 委員構成

外部委員として千葉福祉園児童生活グループリーダー、袖ヶ浦のびろ学園副園長、心理の学識経験者として木村秀氏、その他校長が必要と認める者

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

ア 教職員はすべての児童・生徒に対して、学校の教育目標の実現に向けて、自己理解や他者理解、コミュニケーション能力、共感性と寛容さ、協調性等の伸長を図り、自己有用感の涵養を促すことで個々の成長につなげ、いじめ等の問題行動の発生要因の解消に努める。(⇒ 改定された生徒指導提要の趣旨を反映)

イ 教職員は、人権尊重の精神に基づき本校の教育活動全体をとおして児童・生徒が望ましい人間関係の構築を図ることができるよう指導を行う。

ウ 教職員は特別支援教育に関する専門性向上に努める。児童・生徒の障害特性を理解し、見通しをもち学習意欲が喚起される指導をとおして学校生活への安心感を高める。

エ 全校集会や全校行事における児童・生徒の自主的活動を活用し、児童・生徒自身による「いじめ撲滅の活動」を学校全体で推進する。

(2) 早期発見のための取組

ア 生活指導主任および各学部主任を中心に、外部専門員を活用して定期的に児童・生徒の面接を実施するとともに、小さな変化を見逃さないよう教職員からの相談活動を充実させる。

イ 両施設との連絡会や日々の連絡を通して、児童・生徒情報を共有し必要な事例については協力して対応する。

ウ ふれあい月間を活用した生徒への調査(6月・11月・2月)を個別に行う。

(3) 早期対応のための取組

ア 学校いじめ対策委員会、学校サポートチームの会議を定例化させることにより迅速な事実確認を行うとともに、対応方針を策定する。

イ 校長は事実に基づき被害児童・生徒及び保護者に対して説明責任を果たす。また、加害児童・生徒及び保護者に対する必要な指導、助言を行う。

ウ 学校サポートチームを活用し、関連諸機関との連携・協力を迅速に行う。

(4) 重大事態への対処

いじめにより、児童・生徒が心身に重大な傷害を負ったり、金品等に重大な被害を被ったり、長期欠席を余儀なくされることなどが生じた際には、東京都教育委員会や関連する諸機関と直ちに連携を取り、被害児童・生徒及び保護者、加害児童・生徒及び保護者に対してそれぞれ必要な対応を迅速に行う。

5 教職員研修計画

(1) 年間3回、教職員向け研修を実施し、いじめに対して迅速かつ的確に対応できる指導力を身に付ける。

(2) 教育委員会が作成している「教員向けの生徒指導資料」や「いじめの有無に関するチェックシート」の活用を通じ、学校における迅速ないじめ防止等の取組の充実を目指す。

6 保護者や施設との連携及び啓発の推進に関する方策

(1) 保護者会や毎月の両施設連絡会及び学校便り等を積極的に活用し、日頃から学校いじめ防止基本方針について保護者及び関係施設に対し説明する。

(2) 年度当初には、懇談会や支援会議を実施して保護者や施設職員が相談しやすい環境を整備する。

7 学校評価及び基本方針改善のための計画

学校評価においては、学校いじめ対策委員会の中で、組織としての対応が機能しているかを年1回点検し、必要に応じて、基本方針の見直し及び改善を行う。